

相続税の申告のためのチェックシート (令和2年4月以降相続開始用)

このチェックシートは、相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項についてのチェックポイントをまとめたものです。申告書作成に際して、確認の上、申告書に添付して提出くださるようお願いいたします。

区分	種類	確認事項	確認資料	確認(✓)	該当の有無(✓)	確認書類の添付(✓)
相続財産の分割等		① 遺言書がありますか。	家庭裁判所の検認を受けた遺言書又は公正証書による遺言書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 遺産分割協議書の写しがありますか。	遺産分割協議書、各相続人の印鑑証明書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 死因贈与により財産を取得した者はいませんか。	遺言書や贈与契約証書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④ 相続人に未成年者はいませんか。	特別代理人選任の審判の証明書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑤ 法定相続人に誤りはありませんか。	戸籍の謄本、法定相続情報一覧図の写し	<input type="checkbox"/>	/	<input type="checkbox"/>
土地(土地の上に存する権利を含みます。) 家屋(構築物)		① 未登記物件、共有物件、先代名義の物件等はありませんか。		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 被相続人の住所地以外の市区町村(例えば、相続人の住所地や被相続人の本籍地等)に所在する不動産はありませんか。	所有不動産を証明するもの(固定資産税評価証明書、登記事項証明書等)	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 日本国外に所在する不動産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④ 他人の土地の上に建物を所有していたり、他人の土地を小作している場合、借地権や耕作権はありませんか。	賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業(農業)用財産		事業用財産又は農業用財産はありませんか。	資産・負債の残高表(所得税青色申告決算書又は収支内訳書)	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取得	有価証券	① 株式、出資、公社債、貸付信託、証券投資信託の受益証券等はありませんか。	証券、通帳又は預り証等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものではありませんか。(無記名の有価証券も含みます。)	証券、通帳又は預り証等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 増資等による株式の増加分や端株はありませんか。	配当金支払通知書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④ 株式の割当てを受ける権利や配当期待権等はありませんか。	配当金支払通知書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
財産	現金	① 相続開始日現在の残高で計上していますか。	預貯金・金銭信託等の残高証明書、預貯金通帳(証書)	<input type="checkbox"/>	/	<input type="checkbox"/>
		② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものではありませんか。(無記名の預貯金も含みます。)		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 日本国外に所在する預貯金等はありませんか。		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	預貯金	④ 定期性預貯金の既経過利息は相続開始日に解約するとした場合の利率とし、源泉所得税相当額を控除して計算しましたか。	既経過利息の計算明細書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑤ 相続開始直前に、被相続人の預金口座等から出金された現金について、その状況を確認しましたか。	預貯金通帳等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑥ 預貯金や現金等の増減について、相続開始前5年間程度の期間における入出金を確認しましたか。	預貯金通帳等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
家庭用財産		家庭用財産はありませんか。	家庭用財産の一覧表	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の財産	①	生命保険金、死亡退職金はありませんか。	保険証券、支払保険金計算書、退職金の支払調書、取締役会議事録等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【ある場合】相続放棄した者が受け取った生命保険金や死亡退職金から、非課税額(500万円×法定相続人数)を控除していませんか。	相続税の申告書第9表、第10表	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

被相続人氏名 _____

相続人代表 住 所 _____

氏 名 _____

電話 () _____

関与税理士	所在地	_____		
	氏名	_____	電話	_____

区分	種類	確認事項	確認資料	確認(✓)	該当の有無(✓)		確認書類の添付(✓)
取得財産	その他の財産	② 生命保険契約、損害保険契約に関する権利はありませんか。	保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興所得税の確定申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 契約者名が家族名義等で、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約はありませんか。		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④ 未支給の国民年金の請求権を相続財産に計上していませんか(未支給国民年金の請求権は相続財産ではありません。)	未支給年金請求書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑤ 親族や同族法人に対する貸付金等はありませんか。	金銭消費貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑥ 庭園設備、自動車、バイク及び船舶等はありませんか。	現物の確認(最近取得している場合は、取得価額の分かる書類)	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑦ 貴金属(金地金等)、書画、骨とう等はありませんか。	評価明細書(最近取得している場合は、取得価額の分かる書類)	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑧ 未収給与、未収地代・家賃等はありませんか。	賃貸借契約書、領収書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑨ 修繕等について、資金的支出に当たるものではありませんか。	修繕等工事の明細、領収書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑩ 所得税及び復興特別所得税の準確定申告の還付金はありませんか。	所得税及び復興特別所得税の準確定申告書(控)	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		債務等	債務	① 借入金、未払金、未納となっていた固定資産税、所得税等はありませんか。	請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>
② 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要がなくなった金額を債務として控除していませんか。	住宅ローンの設定契約書等			<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 相続放棄した相続人が引き継いだ債務を債務控除していませんか。	相続税の申告書第1表、第13表、相続放棄申述受理証明書			<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
葬式費用等	① 法要や香典返しに要した費用が含まれていませんか。		領収書、請求書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。			<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生前贈与財産の相続財産への加算	① 【相続時精算課税】 被相続人から、相続時精算課税の適用を受けて受贈した財産はありませんか。	贈与契約書、贈与税の申告書(控) ※ 相続税の課税価格に加算すべき他の共同相続人等に係る贈与税の課税価格の合計額が不明である場合は、相続税法第49条に基づく開示請求を行うことを検討してください。	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 【暦年課税】 相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は加算していますか(贈与税の基礎控除額以下の価額の受贈財産を含みます。)		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 相続により財産を取得しなかった者が相続開始前3年以内に受けた贈与財産を加算していませんか。	相続税の申告書第1表	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 被相続人から受贈し、贈与税の配偶者控除を受けた財産を、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産として加算していませんか。	贈与税の申告書(控)、相続税の申告書第14表	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 【「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与に係る非課税の特例】 管理残額は加算していますか。	管理残額が分かるもの	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
財産の評価	不動産	① 現況の地目で評価していますか。また、評価単位に誤りはありませんか。	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書	<input type="checkbox"/>	/		<input type="checkbox"/>
		② 同族法人等に対して貸し付けている土地等のうち、無償返還の届出書を提出しているものについて、誤って借地権相当額を控除していませんか。	土地の無償返還に関する届出書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 貸家(独立家屋)の中に、空き家となっているものではありませんか(相続開始時に現実に貸し付けられていない家屋の敷地は、自用地としての価額で評価します。)	不動産賃貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④ 親族等に対して、使用貸借により貸し付けている土地等は自用地評価していますか。	不動産賃貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑤ 土地に縄延びはありませんか。	実測図又は森林簿の写し	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑥ 市街地周辺農地は20%評価減をしていますか。	市街地農地等の評価明細書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

区分	種類	確認事項	確認資料	確認(✓)	該当の有無(✓)		確認書類の添付(✓)
財産の評価	非上場株式	【共通】 ① 同族株主の判定に当たっては、相続開始後の議決権の数を基に判定していますか。	株主原簿、遺産分割協議書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【類似業種比準方式】 ② 1株当たり利益金額の計算に当たって、繰越欠損金は加算していますか。	取引相場のない株式(出資)の評価 明細書、法人税申告書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 比準要素数0の会社であるにもかかわらず、類似業種比準方式により評価していませんか。		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④ 類似業種の株主の「課税時期の属する月」は、相続開始の時期と一致していますか。		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【純資産価額方式】 ⑤ 土地や株式等の評価替えをしていますか。		取引相場のない株式(出資)の評価 明細書、法人の貸借対照表等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
		⑥ 課税時期前3年以内に取得した土地建物等は、通常の取引価額で計上していますか。	取引相場のない株式(出資)の評価 明細書、土地の賃貸借契約書、法人の貸借対照表等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑦ 資産の部に土地の計上がなく、かつ、建物がある場合、借地権の有無の検討をしていますか。		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑧ 資産の部に財産性のない前払金や繰延資産は計上していませんか。		<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑨ 負債の部に引当金は計上していませんか(平成14年改正法人税法附則に規定する退職給与引当金を除きます。)	取引相場のない株式(出資)の評価 明細書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑩ 法人が受け取る生命保険金を資産に計上していますか。 また、法人から支払われる退職金を負債に計上していますか。	取引相場のない株式(出資)の評価 明細書、法人の総勘定元帳等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 資産の部に計上すべき取引相場のない株式等の評価をする際に、法人税等相当額を控除していませんか。	取引相場のない株式(出資)の評価 明細書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
立木	相続人及び包括受遺者は、立木について、15%評価減をしていますか。	山林・森林の立木の評価明細書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特例	配偶者の税額軽減	遺産の分割が確定していますか(特例の適用を受けるには、遺産の分割が完了していることが必要です。)	遺言書、遺産分割協議書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	小規模宅地	① 第4面のフローチャートで判定を行った結果、特例の適用要件を備えていますか。 ② 貸付事業用宅地等の有無の別に応じて、限度面積の計算は適正に行っていますか。	(第4面) 相続税の申告書第11・11の2表の付表1	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
税額計算	税額計算	① 法定相続人の数に含める養子の数は確認しましたか(実子がいる場合には1人、実子がいない場合には2人が上限となります。)	被相続人及び相続人の戸籍の謄本等、相続税の申告書第2表	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 相続放棄した者についても、基礎控除額及び相続税の総額の計算上、法定相続人の数に加算していますか。	相続税の申告書第2表	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 嫡出でない子の相続分を誤って嫡出である子の相続分の2分の1としていませんか。	被相続人及び相続人の戸籍の謄本等、相続税の申告書第2表	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	税額加算	相続又は遺贈により財産を取得した者が孫(代襲相続人を除きます。)や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。	戸籍の謄本等、遺言書、贈与契約書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	等	税額控除	① 未成年者控除及び障害者控除のうち、控除しきれない金額(控除不足額)がある場合、扶養義務者から控除していますか。 ② 相続人以外の者が相次相続控除を受けていませんか。	相続税の申告書第6表 戸籍の謄本等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
その他		① 生前に土地の譲渡等がある場合、その売却代金等が相続財産に反映されていますか。	不動産の売買契約書	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 短い間隔で相続が2回以上発生している場合、前回以前の相続の時に受け取った財産は、今回の相続財産に反映されていますか。	前回相続の際の遺産分割協議書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 多額の債務がある場合、その借入れによって取得等した財産は、相続財産に反映されていますか。	金銭消費貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④ 各種特例の適用を受ける場合、別紙「提出書類一覧表」の提出書類を添付していますか。	提出書類一覧表	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

小規模宅地等の特例

(※) 取得した者ごとに適用要件を判定してください。

被相続人の親族が、相続又は遺贈によって取得した宅地等(分割が確定していないものを除きます。)ですか。(※) No

Yes

棚卸資産及び棚卸資産に準ずる資産以外の宅地等ですか。 No

Yes

建物若しくは構築物の敷地の用に供されていますか。 No

Yes

用途は次のいずれかに該当しますか。 No

Yes

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族の事業の用に(注1)に供されている。
【特定事業用宅地等】(注2)

同族会社の事業用宅地等として貸付けられている。【特定同族会社事業用宅地等】又は【貸付事業用宅地等】(注4)

被相続人の貸付事業の用に(注3)に供されている。
【貸付事業用宅地等】(注4)

被相続人と生計を一にしていた親族の貸付事業の用に(注3)に供されている。
【貸付事業用宅地等】(注4)

一定の郵便局舎の敷地の用に供されている(詳細は税務署にお尋ねください)。
【特定事業用宅地等】

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族の居住の用に(注5)に供されている。
【特定居住用宅地等】

取得した者は①又は②に該当しますか。
① 相続税の申告期限まで被相続人から承継した事業を継続し、かつ、その宅地等を保有
② 生計を一にしていた親族が、相続開始前から相続税の申告期限まで引き続き自己の事業を継続し、かつ、その宅地等を保有

取得した者は相続税の申告期限まで同族会社に貸付(注6)又は貸付事業を継続し、かつ、その宅地等を保有していますか。

生計を一にしていた親族は相続開始前から相続税の申告期限まで引き続き自己の貸付事業を継続し、かつ、その宅地等を保有していますか。

取得した者は①～④のいずれかに該当しますか。
① 配偶者
② 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族(注7)で、相続税の申告期限まで居住を継続し、かつ、その宅地等を保有
③ 生計を一にしていた親族で、相続税の申告期限まで引き続き居住を継続し、かつ、その宅地等を保有
④ 配偶者又は被相続人の同居親族がいない場合に相続開始前3年以内に自己、自己の配偶者、自己の三親等内の親族又は自己と特別の関係がある一定の法人が所有する家屋に居住したことがない親族で、かつ、相続開始時に自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがなく、相続税の申告期限まで、その宅地等を保有(注8)

Yes

No

小規模宅地等に該当し、全体の一定の面積までの部分の課税価格について80%あるいは50%の減額ができます。
・ 特定居住用宅地等、特定事業用宅地等(一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等を含む。)、特定同族会社事業用宅地等…80%減額
・ 貸付事業用宅地等…50%減額
詳細は「相続税の申告のしかた」を参照してください。

小規模宅地等に該当しません。

小規模宅地等の対象となる宅地等の遺産分割が確定していない場合、特例の適用を受けることができませんが、「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出することによって、財産の分割が確定したときに特例の適用を受けることができます。

(注1) 貸付事業の用を除きます。

(注2) 相続開始前3年以内に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等を除きます(一定規模以上の事業を行っていた被相続人等の当該事業の用に供された土地等又は平成31年3月31日までに事業の用に供されている宅地等を除きます。)

(注3) 不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業に限ります(準事業とは、事業と称するに至らない不動産貸付その他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものをいいます。)

(注4) 相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等を除きます(相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業(貸付事業のうち準事業以外のものをいいます。)を行っていた者の貸付事業の用に供されていた宅地等及び平成30年3月31日までに貸付事業の用に供されている宅地等を除きます。)

(注5) 次のような理由により、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について、一定の要件を満たす場合には、特例の適用を受けることができます。

(1) 要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人が次の住居又は施設に入居又は入所していたこと

認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又はサービス付き高齢者向け住宅

(2) 障害支援区分の認定を受けていた被相続人が障害者支援施設などに入所又は入居していたこと

(注6) 相続税の申告期限において、その法人の役員(法人税法第2条第15号に規定する役員(清算人を除きます。))である者に限ります。

(注7) 次の(1)又は(2)のいずれに該当するかに応じ、それぞれの部分に居住していた親族のことをいいます。

(1) 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が、「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」(区分所有建物である旨の登記がされている建物をいいます。)である場合…被相続人の居住の用に供されていた部分

(2) 上記(1)以外の建物である場合…被相続人又は被相続人の親族の居住の用に供されていた部分

(注8) 令和2年4月1日以後において相続又は遺贈により取得する財産のうちに、平成30年度税制改正前の特定居住用宅地等の要件を満たすものがある場合において、同年3月31日において当該宅地等の上存する建物の新築又は増築等の工事が行われており、かつ、その工事の完了前に相続又は遺贈があった場合には、特例の適用を受けられる場合があります。詳しくは、「相続税の申告のしかた」をご確認ください。